

平成 29 年 12 月 定例会

第 1 号 (平成 29 年 12 月 12 日)

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 議 事 日 程 .....	P2
<input type="checkbox"/> 開 会 .....	P3
<input type="checkbox"/> 会期の決定 .....	P3
<input type="checkbox"/> 諸般の報告 .....	P3
<input type="checkbox"/> 議案の上程 .....	P3
<input type="checkbox"/> 施政方針並びに提案理由の説明 .....	P5
<input type="checkbox"/> 一 般 質 問 .....	P7
<input type="checkbox"/> 散 会 .....	P24

平成 29 年 12 月		池田町 12 月定例会 議 録			第 1 日	
招 集 年 月 日		平成 29 年 12 月 5 日			池田町告示第 27 号	
招 集 の 場 所		池 田 町 議 会 議 場				
開 会 日 時		平成 29 年 12 月 12 日			午後 1 時 30 分	
散会 閉会		平成 29 年 12 月 12 日			午後 2 時 40 分	
出席 8 名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	三ツ本一雄	出	5	和田 義則	出
	2	宇野邦弘	出	6	飯田 拓見	出
	3	佐野 和彦	出	7	岩崎 昭一	出
	4	飯田 茂治	出	8	森田 稔	出
会議録署名議員		5 番	和 田 義 則	6 番	飯 田 拓 見	
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長	清 水 真 盛		議 会 書 記	清 水 聡 江	
	町 長	杉 本 博 文		保 健 福 祉 課 長	森 川 弘 一	
	副 町 長	溝 口 淳		産 業 振 興 課 長	長 谷 川 正 喜	
	教 育 長	内 藤 徳 博		教 育 委 員 会 課 長	山 口 正 幸	
	総務政策課長	山 崎 政 弥				
議 事 日 程 別 紙 の と お り						
会 議 の 経 過 別 紙 の と お り						

# 平成 29 年 12 月定例会日程表 (第 1 号)

平成 29 年 12 月 12 日 (火)

午後 1 時 30 分 開会

## 開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 68 号 平成 29 年度 池田町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 5 議案第 69 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算

(第 3 号)

日程第 6 議案第 70 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算

(第 2 号)

日程第 7 議案第 71 号 平成 29 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 8 議案第 72 号 平成 29 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 9 議案第 73 号 平成 29 年度 池田町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 10 議案第 74 号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 11 議案第 75 号 池田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第 12 議案第 76 号 池田町母子家庭等医療費の助成に関する条例の

一部改正について

日程第 13 議案第 77 号 池田町重度障害者 (児) 医療費の助成に関する条例の

一部改正について

## 施政方針並びに提案理由の説明

日程第 14 一般質問

日程第 15 請願文章表について

## 閉議

# 平成 29 年 12 月定例会会議録（初日）

平成 29 年 12 月 12 日

開会時間：午後 1 時 30 分

## ○佐野議長

本日、平成 29 年、池田町議会、12 月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

只今の出席議員は 8 名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成 29 年、池田町議会 12 月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第 1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 112 条の規定により、5 番 和田義則君、6 番 飯田拓見君の両名を指名致します。

## 日程第 2

会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本定例会の会期は、本日から 14 日までの 3 日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から 14 日までの 3 日間に決定いたしました。お諮りいたします。会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります、定例会、会議予定表のとおりであります。なお、委員会審議のため、13 日は休会にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、12 日と 14 日は本会議、13 日は委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

## 日程第 3

諸般の報告を致します。

本日の議事日程はお手元に配布してあります、日程表のとおりであります。本定例会に、すでに配布のとおり議案第 58 号ほか 9 件が提出されております。

なお、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため町長ほか、関係者の出席を求めています。以上で、諸般の報告を終わります。

## 日程第 4

議案第 68 号 平成 29 年度 池田町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 5

議案第 69 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 6

議案第 70 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 7

議案第 71 号 平成 29 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 8

議案第 72 号 平成 29 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 9

議案第 73 号 平成 29 年度、池田町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 10

議案第 74 号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 11

議案第 75 号 池田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第 12

議案第 76 号 池田町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第 13

議案第 77 号 池田町重度障害者 (児) 医療費の助成に関する条例の一部改正について

以上、10 議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。町長より施政方針並びに、提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

(議長 町長杉本)

○佐野議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、池田町議会、12月定例会が開会され、一般会計補正予算をはじめ10議案のご審議を頂くにあたり、一言ご挨拶申し上げますとともに、各議案の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、今年も早師走の半ばとなり、慌ただしさも増してまいりましたが、議員各位には本定例会全員のご出席を頂き、誠にありがとうございます。

それではここで、町政の一端をご報告いたします。

最初に来年に開催となります福井国体へ向けた事務局体制の強化についてご報告いたします。

現在教育委員会にて国体開催準備への対応を行っておりますが、来年は6月にプレ大会、9月にはデモスポ大会、そして10月の5日、6日、7日が本大会と計画されております。いよいよ関係諸団体との協議や主体の準備が高度多様化してまいりました。伴って、教育委員会における対応には無理があることから、この12月より溝口副町長を総括本部長とする総括事務局体制を取ることといたしました。各部門に全課長、参事、主査等を配置し、企画調整、連携共有化の強化を図るとともに、町民等との事業連携に努めてまいりたいと考えております。

次に11月13日の臨時会において検討することといたしました、総合教育会議の開催につきましては年内の開催に向け、日時、協議内容等を調整いたしております。

それでは、本日もご提案致しました、各議案の概要について、ご説明申し上げます。

まず、議案第68号、平成29年度池田町一般会計補正予算(第6号)につきましては、このたび、歳入歳出総額に8900万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億2114万2千円といたすものでございます。その主な内容を申し上げます。

まず、2款、総務費、1項、総務管理費、1目一般管理費において、職員の超過勤務手当等として710万7千円を計上いたしました。

次に、3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、身体障害者福祉費におきましては、平成30年度法改正に伴う、障害者支援給付支払いシステムの改修経費として54万円を計上いたしました。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費、7目、農地費におきましては、10月の台風等で破損した東部農道の舗装復旧の採択に伴い、工事費として202万円を、19目、有害鳥獣対策費において、シカの駆除頭数が増加していることから、駆除委託料99万円を計上いたしました。

次に、7款、商工観光費、1項、商工費、1目、商工総務費におきましては、池田町起業支援補助事業の申請が増加したこと、また、新たに県の里山ビジネス支援事業の申請があったことから、679万2千円を追加いたしました。

3目、定住促進事業費におきましては、今年競売により取得した、旧道内工場のアスベスト除去工事費等として2303万1千円を、また、2項、観光費、3目、観光施設整備費におきましては、老朽化による冠荘ボイラーの更新費用として405万円を計上いたしました。

次に、10款、教育費、1項、教育総務費、1目、事務局費におきましては、中学校事故

等調査委員会において、報告会等への委員の出席が増加したことから、26万7千円を計上いたしました。

また、6項、保健体育費、4目、国民体育大会費におきましては、国体準備室の整備や、会場設営のための地盤調査に係る経費を、池田町の実行委員会へ補助するため87万1千円を計上いたしました。

次に、11款、災害復旧費、1項、公共土木施設災害復旧費、1目、公共土木施設災害復旧費におきましては、宅良俣川護岸の応急仮工事費及び本復旧工事費として、1724万9千円を、また2項、農林水産業施設災害復旧費、4目、林業施設災害復旧費におきましては、林道野尻千代谷線他4路線、計6箇所の災害復旧工事費として、2127万円を計上いたしました。

その他といたしまして、各款、項、目において、人事院勧告に伴う、特別職を除く職員の人件費の補正をいたしたものでございます。

以上の歳出に対する、主な財源といたしましては、11款、国庫支出金で27万円、12款、県支出金で2442万円、16款、繰越金で4820万9千円、17款、諸収入で10万7千円、18款、町債で1600万円をもって調整措置いたしました。

次に、議案第69号、平成29年度、池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）におきましては、主に高額医療費負担金として454万3千円を追加し、歳入歳出の総額を3億8917万6千円といたすものであります。

次に、議案第70号、平成29年度、池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第2号）におきましては、診療所医師の時間外手当等として82万3千円を追加し、歳入歳出の総額を2億129万7千円といたすものであります。

次に、議案第71号、平成29年度、池田町簡易水道特別会計補正予算（第4号）におきましては、人事院勧告に伴う人件費として、1万9千円を追加し、歳入歳出の総額を8758万9千円といたすものであります。

次に、議案第72号、平成29年度、池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）におきましては、先ほどと同様人事院勧告に伴う人件費として、4万7千円を追加し、歳入歳出の総額を2億2937万円とするものであります。

次に、議案第73号、平成29年度、池田町介護保険特別会計補正予算（第3号）におきましても、人事院勧告に伴う人件費として、21万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3384万1千円とするものであります。

次に、議案第74号、池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員等の給与に関する人事院勧告に準じて、本町一般職員の給与について、改定を行おうとするものでございます。

次に、議案第75号、池田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、また、議案第76号、池田町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について、および、議案第77号、池田町重度身体障害児医療費の助成に関する条例の一部改正については、平成30年4月1日から、子ども医療費の現物支給化に伴い、中学3年生以下の母子家庭の児童及び重度障害児においても子ども医療費として扱うことから、条例の一部改

正が必要となり、あわせて、制度施行前に、受給者証の切替、及び制度周知を行いたく提案いたすものでございます。

以上、本日、ご提案いたしました、各案件の概略についてご説明申し上げましたが、何卒、充分ご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○佐野議長

日程第14

一般質問を行います。これより、通告順により発言を許します。宇野 邦弘君

○2番 宇野邦弘議員

(はい、宇野)

○佐野議長

宇野 邦弘君

○2番 宇野邦弘議員

宇野邦弘でございます。大きく3点にわたって質問いたします。

最初に、足羽川ダムにかかわる、国の補償額と実際の落札価格の乖離についてです。指定管理になっている大本溪流館の解体撤去工事は関組が950万円で11月10日落札しました。これは、国からの解体撤去費の補償額652万2453円より300万も高いものです。国と県での計算・算出方式が違うからという事ですが、わかりやすく説明を求めます。国からの解体経費として受け取る額では足らずに、町と指定管理者が足し前しなければならない、つまり、町や地元が受け取る補償金が300万も減ってしまうということではないですか。ちなみにこの入札は6社が参加していますが、最低が950万円、最高が975万円とわずかの差しかありません、談合が想定されることも指摘しておきたいと思えます。

60戸を上回る水没対象の個人の家解体経費が、国の補償額がたりなかった、こういう苦情がありましたか？ないはずですが、関係課長の答弁を求めます。

大きな2つ目に、役場職員の権利の問題です。

役場職員同士が、結婚したら、どちらか一方が役場をやめることになっている現実があります。今日までも度々、職員の中で問題視されています。条例や規則上どこに決められているのですか。採用条件のどこに書かれているのですか。役場に採用されたときに「念書」まで書かされているときいております。まったくもって労働者の権利を踏みにじる制度であり、即刻改めるべきです。他の市や町でこんな時代錯誤の差別実例がありますか。お答えください。役場の職員も労働者です。同時に公務に携わる労働者として、町民全体の奉仕者でもあります。こうした公務に係る方が、まさに使命感を持ち、生き生きと働ける環境整備こそ進めるべきです。今回の中学生の不幸な事件で多くの役場関係職員も沈痛な思いを持って働いてきたと思えます。こんな時だからこそ、私この場で何度も強調していますけれども、自由にものが言え、風通しのいい職場環境、働く人の権利がしっか



り守られる職場づくりの先頭に理事者の方が立たれることをあらためて求めて、町長並びに関係課長の答弁を求めます。

質問の最後は、中学校でのいわゆる「指導死」の問題についてです。

9月26日付の調査委員会の報告書が、10月15日の保護者会を踏まえて公表されました。これによりますと、いわゆる転落事故でなく、「担任や副担任の執拗な叱責を原因とする自死である」との明確な判断が示されました。同時に教師集団、管理職の責任についても指摘いたしました。報告書の中身は、遺族の方はもちろん、私も心がつぶされる思いで、深刻に受け止めざるを得ませんでした。大変な問題として、マスコミが集中したのもある意味では当然です。

一部の度を過ぎた批判と罵声など、すくなくならずの町民関係者が、沈痛な思いを持ったとも思います。しかし、こんな中でも「学校側の対応で命を自ら断たざるを得なかった子どもの死を過去のものとして忘れてほしくない」遺族の言葉です。こと必死の思いでマスコミ取材にも対応してこられた遺族の方に改めて、敬意とお悔やみ申し上げたいと思います。「いまさら議会で問題にしなくても」などという意見も一部にあります。しかし、子どもの未来を育むべき学校で、遺族の方の言葉を借りれば「教師のいじめ」によって、子どもが、自らの命を絶った問題です。その原因、背景などの検証は避けて通れない問題です。遺族の了解を得て母親の手記、一部を引用させていただきます。これは10月15日の保護者会で読み上げられたものです。これによると「57ページにわたる調査報告書を最初によんだときは、1ページめくるごとに、教師と学校に腹立たしさを感じ、文書が頭に入っていない程でした。何度も何度も報告書を読み、子どものつらさをさらに実感し、私たち自身の後悔も強くなりました」と訴えています。そして、「議員や町民の中には、3月の事をまだやっているのか、との声もあると聞いています。けれど私たち遺族にとって、このことは今も続いていることであり、報告書の作成が終わった現在でも、まだまだ終わることなく、これからも続いていく出来事です。池田町を代表される町長や議員の方々。どうか池田町という、たった2700人余りの小さな町で消えてしまった大きなかけがえのない命を、軽視しないでください」「子どもたちがまっすぐに生き生きと、教育を受けることのできる学校を、町長をはじめ、議員の方々を努力して作っていただけたら、と切に願っています」こう、一部分ですけれども訴えています。私は、この遺族の想いにもこたえ、9点お聞きいたします。

まず、1点目。町長の遺族との対応についてお聞きします。

遺族の手記では「教育委員会に、何度となく話を聞きましたが内容は2転3転し、調査自体に不安を感じざるを得ない状況でした」こう述べ、「4月中旬ごろ、町長に遺族の気持ちを知ってもらいたいとの思いから話に行きましたが、私たち遺族に対する言葉はとても冷たく、悲しみが増すものでした」と手記でも書かれています。これは4月7日のことです。祖母と母親が、役場で町長に会いに行った時、町長は、どんな対応をされたのですか。お聞きいたします。調査報告書では、文部科学省の「子供の自殺が起きた時の緊急対応の手引き」を引用しながら、「遺族に対する本件事故後の学校の対応には慎重さや誠意が欠けており、初期対応を誤った」と指摘しています。

文部科学省の、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」でも、「遺族の心情を理解して丁寧に対応すること」「学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努める」よう指摘しています。遺族に寄り添い、遺族の心情に細心の注意を払った対応ではなかったのではないですか。

2点目。町長が今なお、遺族の弔問にもいかず、記者会見などすべて教育委員会任せです。なぜ、弔問にもいかないのですか、中学校の設置責任者は、町長です。設置責任者として校長や教育長ともども、真摯な対応をとるのが当たり前ではないですか。記者会見でも、同席して一緒に謝罪するのが当然ではなかったのですか。最高責任者としての設置責任者としての町長の見解を伺います。

3点目。担任、副担任への対応についてです。

4月以降も、引き続き副担任を新しい一年生の副担任として配置しました。担任も他校に4月転任しています。事件後の3月末時点ですでに保護者や生徒たちのアンケートによっても担任や副担任の激しい叱責が指摘されています。学校側の調査が始まったばかりの時の措置として、あまりにも無責任で無配慮な対応ではなかったでしょうか。しかも、副担任は教諭でなく、「講師」です。講師の人事は、町の教育委員会が人選し、県の教育委員会に申請し、県の採用・任命で配置されているはずですが、調査委員会の指摘のような副担任についての「教育者の資質が問われる」という指摘されていない段階ではありますが、大問題を起こした、招いた直後の人事です。町立といえども、教育内容のみならず、人事配置も実際は県の教育委員会によって動いていることは町長も認識しているでしょうが、それならばそれで、県に町としてなぜ、こんな人事に異議を唱えなかったのですか。

4点目。正式な教諭でなく、講師の立場の副担任が、大事な主要教科である国語の担当までなぜ任せていたのですか。しかも中学校国語を教えるのは初めてだと聞きます。お答えください。

5点目。なぜ10月15日の記者会見以降も、町は委員会の全文を一般に公表しなかったのですか。報告書全文の中身を学校関係者や教育関係者がしっかりと受け止めることが再発防止のうえでも大切ではないですか。議会では、9月議会最終日に「記者会見までは非公開に」を前提に全文が配布され、説明されました。10月5日に学校や教育委員会などの関係者に報告書全文が配られ、その中身が知らされているのでしょうか。10月5日にはこうした関係者の説明会が事前にあったそうであります。

6点目。報告書は、明確に学校側の指導の在り方が自殺の原因である、と断定しました。これはいわゆる、「指導死」であるという事です。教師の生徒指導によって自殺に追い込まれたと判断されるもの、これが指導死という概念ですけれども、全国で起こっています。「指導死親の会」という団体があります。10数年まえに「長時間の生徒指導」を原因として、当時13歳の息子さんを自殺でなくした大貫隆という方が、代表世話人であります。この大貫さんは、私ども日本共産党のしんぶん赤旗の取材で、「各地の指導死にかかわる報告書を見てきたが、池田町の場合は、初めて生徒指導が自殺の原因とキッパリ指摘した点で画期的である」と述べています。町長、教育長、今回の事件はまさに「指導死」であ

るとして、認識できますか？お答えください。

7点目。事件の背景についてです。その背景には、県の教育委員会と西川県政の下で、全国学力テストのトップクラスをなんとしても維持すること、さらには、難関大学の合格者を増やすための高校での「進路実現プラン」など、福井県の突出した学力至上主義があります。今開催されております福井県議会でも、「福井県の教育行政の抜本的見直しを求める意見書」が採択されようとしています。この意見書案では、「学力日本一を維持することが、本県全域において教育現場に無言のプレッシャーを与え、教員、生徒双方のストレスの要因となっている。これでは、多様化する子どもたちの特性に合わせた教育は困難と言わざるを得ない」こう委員会で採択された意見書案では述べています。そして、こうした過度の学力偏重を避けることを求めています。当然です。

町長にお聞きいたします。昨年秋、元朝日テレビ社長が開いている独立メディア塾とのインタビューです。ここで「消滅とたたかう町福井県池田町杉本博文町長インタビュー」として登場しましたね。この記事であります。この記事では「学力テストは全国トップクラス」この見出しもあります。そして、「全国学力テストでは福井県はトップクラスといわれてきましたが」こう聞かれて、杉本町長は「その福井の中で一位は池田町だ」と誇らしげに語っています。町長自らこうした教育の歪みの1つでもある学力テスト全国トップクラスを推進してきたのではありませんか。先週の県議会で西川知事は学力テストについて、「あくまで学力調査のため」と答えていますが、実際は、西川知事と県の教育委員会の強力な指導の下で、福井県内の小・中学生、全国学力テストトップクラスの成績を維持するために、大変な量の宿題、過去問題のドリルまで強いられています。

2014年に福井県の高等学校教職員組合が開催した教育シンポジウムで、ある現職の小学校の先生がこう答えています。小学校の一年生の時点から「あなたの学年では小学六年の学力テストで良い成績を上げるために何をするのか」1年生担任です。求められてるんだ。6年生の担任の方は、自分のクラスが足をひっぱらないか不安だし、追い立てられる気持ちになって、学ぶ喜びを感じてもらうため、じっくり授業を進めることもできない、こういう報告もなされています。ある学校では、学力テストの前は、テスト対策のプリントの時間に充てるために、朝の会の時間をつぶしていると聞いています。教育の目的は「人格の完成」です。テストの目的はあくまでも理解の水準・到達を知るためのものであり、競争をあおったり、その中でトップを目指すものではありません。

日本の教育に対して、国連の子どもの権利委員会からも、「高度に競争的な学校環境を改善するよう」勧告が出されています。そんな中で、とりわけ、福井の教育は、学力テストに端的に示されているような学力一辺倒の教育にゆがめられているのです。いまこそ、学力至上主義、テストテストの詰込み教育の脱却が求められています。質問通告にはありませんが、県議会の意見書案についての受け止めについても、この際、町長の見解をお聞きしたいと思います。

8点目。再発防止策として創設するという「教育長の諮問委員会」、そして先ほどの町政報告の中で町長も報告された「総合教育会議」。その2つの新しい組織と、従来からの学校、教育委員会がかかわる各種組織との関係についての質問です。9月議会で教育長は、

教育長の「諮問委員会」を設置することを示されました。本日の町長提案でも、「総合教育会議」を設置すると表明されました。これまでも、教育長や小学校、池田中学校の校長・教頭会、保護者や地域の方と学校との連携をふかめるべく「地域学校協議会」、さらには個々の就学問題に対応するための「就学指導委員会」などもありました。開かれてもいます。特別に新しい組織を作らなくても、こうした各種会議、各種組織を本当にいきたものとして役立つものにしていくことこそ求められているのではないのでしょうか。そもそも、「総合教育会議」は、2014年の地方教育行政法の改正によって設置が求められた組織です。法改正により、教育長は町長の任命になり、町長が招集する「総合教育会議」の設置や、町長が「教育大綱」をつくるなど、時の首長の思いや政治的思惑によって、教育の中立性や一貫性が損なわれかねないという危険性も一面でははらんでいます。再発防止を名目にして、新しい組織を作っても、中身がなくては、かえって関係者の負担を増すだけではないですか。お答え願います。

最後に9点目。教育関係のこうした様々な新しい組織を作ることより、今ストレスと競争が強いられている子供たちにこそ、とりわけ不登校や行き渋りの子どもたちに対する丁寧に対応できる場の設置、このことこそが求められています。池田町にはありませんが、他の市や町ではそれぞれ数カ所「適応指導教室」があります。福井県の「不登校対策指針」に沿って、「すべての児童生徒が笑顔で登校できるために」として、早期対応、自立支援などを目的に各市町村が、不登校・行き渋りの児童生徒のための受け皿として設置しているものです。不登校を克服し、適応するように援助する場とされていますが、主に「様々な理由やトラブルで学校に行きたくない・行きたくてもいけない」こうした、児童・生徒たちが安心できる、居心地のいい「第2の居場所」としても活用されています。学校と同じく勉強を見てもらったり、出席日数にもなるものです。もっとも義務教育では子どもの権利として出席日数で差別してはいけないことになっていることも付け加えておきます。いずれにせよ、こうした場所があれば、今後、同じような痛ましい事故を未然に防ぐことにもつながるのではないのでしょうか。池田町でも適応指導教室、設ける計画はありませんか。ないならば、早期に検討すべきです。お答え願います。

今回の調査委員会の報告書の最後に「日本も批准している子どもの権利条約では、基本的な子どもの生きる権利、子供のその子らしく育つ権利を保証していかなければならない。当然のことながら、すべての子どもは、その子なりに感じる力、考える力を持っている。すべての大人は、その子供の思いをしっかりと聞き、受け止める努力を惜しんではならないことをこの報告書のまとめとしたい」こう結んでいます。こうした報告書の立場に立って、子どもたちに寄り添う対策を求めて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○杉本町長  
(議長、町長杉本)

○佐野議長

町長、杉本君

○杉本町長

宇野議員のお尋ねにお答えいたします。先ず1点目に自死された中学生のご家族との面会時の内容につきましては、個別私的なことでございますので、お答えは控えさせていただきますと存じます。

次に自死された中学校生徒へのわたくしの弔問等はお尋ねにつきましては、学校の運営管理、指導監督を担っている教育長、教育委員会に置いて、誠実真摯な対応がなされたものと認識いたしております。

次に3点目の池中生の自死事件の背景として、学力至上主義、全国一斉学力テストなどが考えられるのではとお尋ねでございますが、それらが直接的な因果だとは感じておりません。また学力至上主義の指導が行われていたとの意識も持っておりません。私といたしましては、小規模という環境が活かされる個別型教育の重要性を欠いていたことが問題だと感じております。また一方で、小規模であることでの、不利な環境となる、磨きあう、競い合う、切磋琢磨するという教育もまた大切な教育であると考えております。

次に総合教育会議、及び今後の教育行政の信頼回復に向けましては、法の定めによる総合教育会議を開催し、委員等の意見を十分お聞きするとともに、協議調整を図り、議員ご指摘のような現状や関係者の過度な負担にならないよう取組を進めてまいりたいと考えております。以上私からの宇野議員へのお答えといたします。

○溝口副町長

(議長、副町長 溝口)

○佐野議長

副町長 溝口君

○溝口副町長

私からは、宇野議員からありました役場職員の権利についての質問にお答えいたします。

まず、役場職員同士が結婚した場合に退職を義務とするという定めはございません。結婚を行う場合において、夫婦を分けて職場に配属することが難しいということでの服務への影響、また、人事ローテーションの制約がかなり生まれるということにも鑑み、退職の干渉を行っております。以上私の方から宇野議員へのご質問にお答えとします。

○教育長

(議長、教育長 内藤)

○議 長

教育長 内藤君

○教育長

宇野議員からのご質問にお答えをいたします。

どのような経過と判断で副担任が引き続き1年生の副担任についてのか、また、なぜ講師の立場で国語を担当しているのかとのご質問ですけれども、本年度の定期異動に際し中学校の国語担当教諭の配置が行われなかったため、引き続き中学校国語の免許を持った、本校教師を配置いたしました。「講師は教員に準ずる職務に従事する」となっており、国語の担当としたことは間違いないと考えております。また、副担任としたことは学校長の判断と権限で配置したものでございます。

続きまして、なぜ事故調査報告書全文を公表しなかったのか、学校関係者には説明され、周知徹底されているのかとのご質問でございますが、事故調査報告書の全文につきましては、遺族や生徒など関係者へ配慮して、情報公開条例により公開をしております。また、報告書につきましては、全教職員に対し調査委員会による説明会の出席を指示し、説明を受けております。

続きまして、今回の生徒自死事故について指導死と認識しているかとのご質問ですが、私といたしましては報告書において示された内容のとおりだと認識しております。

続きまして、適応指導教室の設置の検討をというご質問ですが、適応指導教室につきましては、小ささが活かされる教育環境を目指す中で、このようなことも考えていきたいと考えております。以上宇野議員のご質問の回答とさせていただきます。

○長谷川産業振興課長

(議長、産業振興課長、長谷川)

○佐野議長

産業振興課長 長谷川君

○長谷川産業振興課長

私からは、宇野議員の大本渓流会館解体工事に関するご質問にお答えいたします。解体工事の落札価格と国からの補償額との差額が大きいのはなぜかとのご質問でございますが、国の補償は木造の事務所等の建物の一般的解体の事例などから算出した単価に面積を乗じて補償額を算出しております。一方、大径木を用いた木造棟である同施設について、工事の積算基準に基づき解体工事前の当該数量にその該当する項目の単価を乗じて算出した結果、金額の差額が生じたものとしております。

次に他の解体物件でこのような事例があるかとのご質問ですが、現在把握はしておりません。以上で宇野議員のご質問にお答えいたします。

○佐野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいですか。

○2番 宇野邦弘議員

(はい、宇野邦弘)

○議長

はい、宇野邦弘君

○宇野議員

まず町長、4月7日の対応については個人的な、私的なことでもあるということですが、手記で遺族がその対応で本当に腹立たしき、不信感を募らせた、今まで教育長、教育委員会や学校がその対応で不信感を持っていた上に、更に募らせたと言っています。学校や教育委員会の状況についても不満や思いを問いただしたたびに、町長はそんな対応をする人はいないはず。あなたたちがあまりにも悲壮になっているからそんな風に見えるんでしょ。こういう趣旨の発言をされたそうです。もしそうだとしたら、遺族の感情をまさに逆なでするものです。改めて、今回についてお聞きします。

独立メディア塾の関係では誇らしげに語っていたわけではありませんか。語尾が触れられておりませんので、お聞きいたします。

教育長は指導死という風に認識していないという趣旨の答弁がありましたけども、町長はどう考えますか。学力至上主義が問題だったというふうに認識を持っていないという町長の答弁でありましたけれども、県議会の委員会でも意見書案、把握しておりますか。県議会の本会議でも採択の可能性が昨日の報道でもされています。そうした県議会の意見書案についてのご見解を改めて問います。

副町長、退職勧奨を行っているというふうに答えられました。念書についてはそういう事実がありますか。職員が新採用で入ったときに、もし職員同士が結婚になったら辞めなあかんよと、こういう趣旨の念書はありますか。お答えください。

それから、長谷川課長、同じような足羽川ダムに係る落札問題では、下池田の林業者体育館が逆に落札価格は1540万円なのに、国からの撤去解体費は2018万円、逆に400万円も高くなっています。これも計算方法などの違いが理由ですか。なぜこうなっているのですか。こうしたかい離の事実を他はわからないという答弁でありましたけども、ちょっと見ればわかることです。いづれにしろこういった差額が、地元住民関係者にとって改めて、一体どうなっているのか、という不振となって解体することに対する契約自身も非常に遅くなったというふうに聞いております。そういう点でも再答弁を求めます。以上

○溝口副町長

(議長、副町長、溝口)

○佐野議長

副町長、溝口君

○溝口副町長

まず、退職勧奨についてのご質問にお答えします。まず、念書については、はっきりした状況、私つかんでおりません。池田町役場に入るときには、公務員としての務めを果たします。そういうことについての服務規定についての、当然、宣誓というものは行っているというふうになっていおりますが、今、議員がおっしゃる趣旨は、結婚するときには辞めますとうことを約束するという念書を書かしているという趣旨だと思いますが、それについては、誤解があるのではないかと、内規もしくは退職勧奨があるということをお伝えをしているというふうに感じております。それについては、全くわたくしは今はっきり申し上げられませんが、調べたいというふうに思います。以上です。

○杉本町長

(議長、町長、杉本)

○佐野議長

町長、杉本君

○杉本町長

わたくしの方から再質問の4点についてお答えしたいと思います。

まず、自死した生徒の家族とのことですが、改めて個別、私的なことですが、答弁は控えさせていただきたいと思っておりますけれども、一点だけご指摘がございましたので、その点についてはお答えしていきたいと思っておりますけれども、常識的にそのようなことを私が申し上げることはないと思っております。次に、指導死の件につきましてのお訊ねでございますけれども、これは先ほど教育長がお答えになりましたけれども、私も同じように捉えているつもりでございます。次に、メディア塾の件についてでございますけれども、メディア塾取材等につきましては、池田町で行われているチーム・ティーチングを進めている教育の現場、あるいは、小規模で児童生徒の顔が見える丁寧な教育ができるということから、成績も上がっているんだと、そういう趣旨で申し上げていることありまして、学力至上主義の中で頑張っって成果を上げているというような趣旨のものをお答えしたことは記憶にございません。それから、県議会の意見書の件につきましては、わたくし原文を読ませていただいたこともないわけでございますので、どうのこうのというコメントを申し上げるべき力はございません。以上でございます。

○長谷川産業振興課長

(議長、産業振興課長、長谷川)

○佐野議長



産業振興課長 長谷川君

○長谷川産業振興課長

先ほどの宇野議員の林業者体育館とのかい離等がございますということでございますが、金額補償の規模等によってその施設等を出しております、その施設からなる補償単価から算出されているものでございまして、我々が算出しているものは詳細な数量等をはじきながら項目等に単価をかけているために、そういったかい離が発生していると思われまます。以上で、宇野議員の質問とさせていただきます。

○2番 宇野邦弘議員  
(議長、宇野)

○佐野議長  
宇野邦弘君

○2番 宇野邦弘議員

長谷川課長と町長に再質問いたします。

最初の質問で300万との差額というのは結局、町と大本集落といえますか、地元指定管理者が持ち出しになったということは事実ですか。持ち出しといえますか、国からは625万しかこない、実際は落札価格は950万、その差は町と指定管理者が損をしたという受け止めでいいのでしょうか。

町長、総合教育会議ですけれども、総合教育会議の危険な側面と同時に今の教育の現状のもとで県の教育委員会が強大な権力と指示と力を人事も含めて持っているのも事実です。このような中で、県の総合教育会議もあるわけでありまして、町の総合教育会議を正に町の立場から県教委に遠慮なく物言う、杉本町長らしい、遠慮なく物言うそういう役割も総合教育会議の中で設置するならば発揮していただきたいなということも、これは要望でありますけれども、付け加えておきます。以上です。

○長谷川産業振興課長  
(議長、産業振興課長、長谷川)

○佐野議長  
産業振興課長、長谷川君

○長谷川産業振興課長

ただ今の宇野議員の質問で、差額分についての話でございますが、こちらにつきましては、国庫補助対象の施設となっております、その部分について返還額と全てのもので補っていくという形になっております。以上で宇野議員の質問とさせていただきます。

○杉本町長  
(議長、町長杉本)

○佐野議長  
町長、杉本君

○杉本町長

再々質問というのでしょうか。今の宇野議員のでは要望ということではございましたけれども、少し行き違いがあるかと思っておりますので、行き違いになってはいけないのではないかとと思ひまして、改めて答弁させていただきたいと思ひますけれども。そもそも総合教育会というのは、法律にして、わたしたちも地方自治体が設置してあるものでございまして、新たに設置するものでもございませぬ。そしてその教育会議で協議・調整をするという内容は、地域の実情にかんがみて、あるいは地域の実情をよく勘案しながら教育行政を進める中で、議員の意見、あるいは住民の意見等を踏まえながら協議し、町政をしろと、こういふことになっておるわけで、中身はそういうものでございまして、そのような対応を図るためにも、私といたしましては総合教育会議というものを開催して、教育行政あるいは今後の在り方等を方向付けをしてまいりたいという趣旨で開催をさせていただきたいと今考えているということではございませぬ。また、総合教育会議において、県の教育長等へものをいうというような性格のものでもないということではございませぬので、何卒、ご理解をいただきたいと思ひますし、今何か、宇野議員のご発言では、県の教育委員会等から私どもの方に強力な圧力があるやのようなご発言がございましたけれども、私といたしましては現在そのような圧力を感じたこともございませぬし、そのような対応があったとは認識しておりませぬ。以上でございませぬ。

○佐野議長  
次の質問者、飯田 茂治君

○4番 飯田茂治議員  
(議長、飯田)

○佐野議長  
飯田茂治君

○4番 飯田茂治議員

12月定例会にあたり、わたくし飯田から一般質問させていただきます。

本年3月に、池田中学校において生徒が自死により亡くなるという大変悲しく胸が痛む出来事がございました。改めて哀悼の意を表するとともに、ご遺族の方に心よりお悔やみ

申し上げます。

10月には、第三者委員会による本件の調査報告がなされたところでございます。池田町の再発防止策として、教育長が設置する諮問機関 教育・子育て向上化円卓会議を年内にも池田小学校、中学校の校長ら管理職と保護者、町民代表ら10人ほどをメンバーに委嘱し、開催していくとの報道がされましたが、この会議が開催された際には、是非ともですね会議録を公開していただきたいと思うところでございます。町民誰もが、注目をしております。現在学校では、どのような状況化のなかで教育が行われているのか、どのような課題が顕著になっているのか、どのような手立てを講じようとしているのか、町民と一緒に考えていかなければならないと考えます、是非とも会議録の公開をお願いいたします。教育長にご見解をお伺いします。

次に、新図書館建設に向けた基本構想検討についてであります。6月の定例会の町長施政方針の中で、新図書館の建設に向けた基本構想検討委員会を始めている。12月をめぐりに取りまとめるとの発言がございましたが、その進捗状況をお示してください。

また、新図書館構想と河川親水化整備との一体化計画はまだ出来ていないとのご返答でございましたが、その後、進展あったのかどうか町長にお伺いいたします。

次に、本年の除雪計画についてお伺いします。今年も雪が降り、除雪が行われたところでもあります。冬の雪道での車走行はとても憂鬱になります。特に通勤時の走行は、色々な心配ごとが発生してきます。除雪計画運営の概要の説明をお願いします。

特に除雪実施の判断は、いつ、どこで、どの地点で、積雪何センチで出動するのか、また、除雪終了時間は、時刻はいつなのかお伺いをいたします。

また、大雪になりますと除雪オペレーターも一日何回も出動することになるのでないかと予想されます。十分なオペレーターを確保できているのか、お伺いをいたします。

また、町内の除雪はよいけれど、町外へ出ると除雪が悪いとよく耳にします。池田町と関連する土木事務所等へ特に朝夕の通勤時間帯の除雪の要望を強くお願いしていただきたいと思いますが、担当課長のご見解を伺います。

続きまして、サルやハクビシンの出没被害対策について伺います。3月の定例会の常任委員会で、サルの被害対策での質疑の中で、越前市、鯖江市、池田町で連絡会をつくり、サルの群れを調査していると答弁されました。また、追い払うだけでなく、駆除することが必要ではないかとの質問に、大きな群れを檻で一気に捕まえるとの答弁がありました。これらの調査が一回で済んだのか、また、どうか。サルの群れ調査の結果や動向を何回も町民に知らせることが必要があるのでないでしょうか。また、町民に対応策を周知する必要があるのではないのでしょうか。爆竹を使って追い払うことしか対応策はないのでしょうか。各市町の効果ある対応策を示していただきたいと思いますがご認識を伺います。また、大きなサルの群れを一気に捕獲できたのかどうか、答弁を求めます。

また、有害鳥獣のハクビシンの捕獲檻の貸し出しについては、有効利用させていたいただいているところでございます。ハクビシンの処理費への援助については、9月の決算常任委員会では検討していきたいとの答弁がございましたが、新年度の予算に反映していくつもりはあるのでしょうかお伺いします。

次に、堆肥センターの臭い対策について、お伺いします。堆肥センターでは、風向きによりまして、臭いの影響はあり、他県で臭いを抑える効果がある施設の視察を予定していると、6月の常任委員会で発言されましたが、その視察の結果の報告を求めます。その新しい対策費がございましたら、その対策がございましたら、新年度の予算に盛り込む予定をしているのか担当課長にお伺いします。

最後に、文化財、旧堀口家住宅の壁変色の対応について伺いします。教育委員会からは、昨年、変色調査を行っていますが、1年経過しても新たな変化がないと認識しており、県の文化課に対応策を相談していると返答がございましたが、いつまで変色したままの壁で置いておくつもりでしょうか、来年早々には対応策が実施されますよう県に働きかけをお願いしたいと思いますが、教育委員会課長にご見解をお伺いします。

以上、わたくしの質問とさせていただきます、答弁をお願いします。

○内藤教育長  
(議長、教育長 内藤)

○佐野議長  
教育長 内藤君

○内藤教育長  
飯田議員からのご質問にお答えいたします。教育子育て向上化円卓会議の会議録を公開できないか、とのご質問ですが、会議の名称につきましてはまだ正式に決定しておりませんけれども、今後町長部局で開催されます総合教育会議での協議・検討と整合性を図ってまいりたいと考えております。会議録につきましては原則公開する方向で取り組みたいと考えております。

続きまして、新図書館建設に向けた再整備企画委員会の進捗状況についてのご質問ですが、新図書館再整備企画委員会につきましては、諸状況の中で少し遅れておりますけれども、これまでに8回委員会を開催し、概ね意見が出されております。現在その素案をまとめているところであり、町民の皆さんの意見も伺いながら最終的に原案としてまとめていきたいと考えております。なお、河川親水化整備の計画につきましては、産業振興課において検討が図られていると伺っております。以上、飯田茂治議員のご質問の回答とさせていただきます。

○山口教育委員会課長  
(議長、教育委員会事務局 山口)

○佐野議長  
教育委員会課長、山口君

○山口教育委員会課長

飯田議員のご質問にお答えいたします。

堀口家の壁の変色への今後の対応は、とのご質問でございますけれども、土壁の補修に向けた軽易な観察を来年秋まで行ったうえで、補修方法を県とするとともに事業施工にあたっての国、県補助事業の活用策等について現在県の担当課と協議しているところでございます。以上で飯田議員へのお答えといたします。

○長谷川産業振興課長

(議長、産業振興課長、長谷川)

○佐野議長

産業振興課長 長谷川君

○長谷川産業振興課長

飯田議員のご質問にお答えいたします。

除雪の実施の判断はいつ、どの時点で、積雪何センチで出動するかのご質問でございますが、午前2時の段階で積雪10センチが確認された段階で、午前3時より早朝除雪を実施することとしております。原則7時までに完了する予定としております。

次に十分なオペレーターの確保ができているか、のご質問でございますが、現在町の貸与機械5社、11名及び委託機械6社、6人で対応しており、現状で確保できているものと思っております。

町外の除雪への要望でございますが、県道等につきましては丹南土木事務所へ要望したいと思っております。

次にサル対策の質問でございますが、平成29年9月1日に(株)野生動物保護管理事務所と契約して現在捕獲作業を実施中でございます。悪質な部隊14頭を対象として、麻酔銃を使用し捕獲することとしております。平成30年3月26日までに捕獲を完了する予定でございます。

次に、ハクビシンの処理の援助についてのご質問ですが、諸状況を確認し対策を講じていきたいと思っております。

次に、たい肥センターの臭気対策の視察結果についてのご質問でございますが、年度内の実施を予定しております。臭気の対策案を現在持ち合わせていない現状でございます。以上で、産業振興課からの飯田議員へのお答えとさせていただきます。

○佐野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、飯田茂治君よろしいですか。

○4番 飯田茂治議員

(議長、飯田)

○佐野議長

はい、飯田茂治君

○4番 飯田茂治議員

会議録の公開につきましては、会議録を公開していこうと、いくつもりがあると、こういうふうに返答をいただきました。回答をいただきました。ありがとうございました。ぜひともですね、町民がわかるような、議事録というのか、会議資料であってほしいと、こういうふうに思っていますので、ひとつよろしくお願いします。

除雪計画につきましてはですね、今も雪が降っていますが、高齢者の方、女性の方ですね、運転が不慣れな方が多くいらっしゃいます。一つ、暖かいですね、雪道であってほしいなど、こういうふうに思っているところでございます。一つ、十分なですねオペレーターの以後ですね、人材を図りながらですね進めて頂きたいと、こう思っております。

ハクビシンのですね、おきましてはですね、今池田町内にですね、いっぱい発生してきました。特にですね、サルにつきましては、イノシシの電気柵がですね取り外した後にですね、サルが出没してくる、ま、こんな状況で被害が出ているというような報告も出ているのでございます。これもですね、抜本的なですね、ほんとうにもう、どこからどこまでほんとに、檻で囲むのかどうかということまでいっています。この住民のですね生活に支障が出ていることがありますので、そこへの対策を一つ講じていただきたいと思います。ハクビシンの狩猟についてはぜひお願いしたいなど、こう思っております。新年度の予算には反映できないかもわからんけど、ぜひともですね、来年度中にはですね、一つお願いしたいなど、こういうふうに思っております。

堀口家の変色問題です。もうちょっとですね、早期な対応策はできないのかな。こういうふうに思っています。この前もちょっと見てきましたが、ただこうあるだけで変色しているなど、それがズットこう逆にですね、説明文とか、何かもっとあればいいのかなとちょっと思っています。ただ設置するあつてですね、観光客またはその興味のある方はおいでになったときにですね、なぜこんなになっているんだろうな、ということがですね、わかるような説明とですね、こう状態で調査しているんだということもわかるようにですね、していただくですね、よろしいかなと、こういうふうに思っていますので、そのところ一つよろしく検討をお願いしたいと思います。

○佐野議長

次の質問者、飯田 拓見君

○6番 飯田拓見

(議長、飯田)

○佐野議長

飯田 拓見君

○6番 飯田拓見議員

12月定例会にあたり、私からは、池田中学校の事件に係るその後の在校生に対する精神的、環境的バックアップの体制について質問したいと思います。

今回の池田中学校の事件は、教育関係者はもちろん、わたくしをはじめ多くの町民の皆さんが心を痛めている、大変に悲しく、誠に残念な出来事であります。

二度とこのような悲しい事件が起きないように、未然防止策や早期発見の体制について万全を期さなければならないと思います。

さて、この件、今ほどの理事者の質問にもありました。また、3月の事件発生から10月の第三者委員会報告の公表からも、幾度となく大きく社会に報道されるなか、学校現場では、在校生の心の痛みは日々の学習や学校生活にも大きく支障し、影響が及んでいるとこと聞いております。

これを受けて学校現場では、学校カウンセラー等の増員を図り、生徒の心のケアに努められていると伺っておりますが、こうたびたび池田中自死事件を引き合いに出しながら、政治の場において教育行政が議論されることに、私はとても強い懸念を感じています。と申しますのは、これらに伴って、池田中事件・池田中生自死事件とメディアに連呼されることとなり、学校現場はますます不安と動揺が増し、生徒の精神的回復にも影響を与えていることだと思います。ましてや、この時期、中学校の3年生にとっては人生を左右するとは申しませんが、受験生として自身の進路を決めるという今一番大切な時期であると思います。このような状況下で、生徒たちに心落ち着いて学習しなさいと言う方がどうも無理なことかと思いますが、今、私たちにできるのは、生徒たちが少しでも不安や心配を感じることがなく、安心して学習に打ち込める環境を一日も早く整えてあげることが最重要かと思えます。

私はメディアを止めるとか、批判したりするつもりは毛頭ありません。政治に携わる者・関係する方々におかれては事件名を挙げて、あるいは、引き合いに出して教育行政を議論するのではなく、この事件は引き金とした中で、今後のあるべき教育行政を議論すべきではないかと私は考えます。

町長はこれらの状況をどのように念じておられるか、今後のことも踏まえ所見を伺います。よろしくお願ひします。

○杉本町長  
(議長、町長 杉本)

○佐野議長  
町長 杉本君

○杉本町長  
ただ今の飯田拓見議員のお訊ねにお答えいたします。

今ほど議員がご指摘になられた懸念につきましては、他に複数の町民からも頂いております。私はこのたびの衝撃的で悲しい事件が、町の教育行政に重い課題と反省を与えた出来事として、深刻に受け止めております。そして今求められているのはこのようなことが二度と起こることがないよう、学校教育における教育の在り方、家庭教育の在り方、学校教育と地域社会との関係など、地域の実情、課題などを十分に協議し、今後のあるべき対応策を講じてまいることであると考えております。現在ややもすると人事権の対応策、防止策のための議論と教育行政のための議論が混合、混在されているように感じております。木を見て森を見ず、森を見て木を見ずの格言もありますように、我々政治、行政の重責にあるものとしては、議論に十分な慎重性をもって事にあたらなければならないと時間いたしております。そしてそのことが議員ご指摘のように、心を立ちなおしながら学習に臨んでいる在校生たちへの私たちの務めの一つではないかと感じております。以上、飯田拓見議員へのお答えとさせていただきます。

○佐野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、飯田拓見君よろしいですか。

○6番 飯田拓見議員

(議長)

○佐野議長

飯田拓見君

○6番 飯田拓見議員

町長としては、大変、今後のことについて考えた発言であったと思います。私は先ほども申し上げましたように在校生との心のケアというのは、大変でないかなど。いうふうに思っております。過去の不安というのは早く払拭してあげ、そうして落ち着いた環境の中で学習ができる状況を早く作ってあげることが大事でないかなどいうふうに思っております。そういう意味で、町を挙げてこれからその方向に向かってほしいなというふうに思います。

○佐野議長

これを持ちまして、通告者による一般質問を終わります。ただ今の、一般質問に対する理事者の答弁、並びに、先ほどの、施政方針に対する、関連質問がありましたら、お受けいたします。質問ありませんか。

これを持ちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

先ほど、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより、各議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これを持ちまして、質疑を終わります。



お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第 68 号から議案第 77 号までを、会議規則第 38 条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。

#### 日程第 15

請願文章表を議題と致します。本定例会までに受理しました請願は、お手元に配布しております、請願文章表の通りであります。

お諮りいたします。

請願第 1 号につきましては、文教経済常任委員会に付託したいと思います。これにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、請願第 1 号につきましては、文教経済常任委員会に付託することに、決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会時間 午後 2 時 40 分